

項目名	重点番号 13：洋上風力発電に関する制度環境の整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。</p> <p>【検討の対象】 対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討 検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。 ・22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。 ・洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議（平成23年10月19日総合海洋政策本部幹事会決定）、海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（同）において、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組み等について検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>○これまでの経過</p> <p>11月11日（金） 第1回海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会 11月21日（月） 第1回海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議 第2回海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（合同開催） 12月1日（木） 第2回海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議 第3回海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（合同開催）</p> <p>○今後のスケジュール</p> <p>月1回程度の頻度で検討を行い、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。</p>	

項目名	重点番号 13：洋上風力発電に関する制度環境の整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。</p> <p>【検討の対象】 対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討 検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。 ・ 22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。 ・ 洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>洋上風力に関する電気事業法上の諸規制についての整理・検討に関しては、省内において、洋上風力発電設備の特徴やリスク等について検討を開始したところ。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省内において、洋上風力発電設備の特徴やリスク等について検討を開始したところ。 ・ 年内中に、省内において、国内外における洋上風力発電設備に係る安全規制を中心とした動向調査に着手する予定。 ・ 今後、電気事業法に基づく風力発電に係る現行技術基準等についての洋上風力発電に対する妥当性評価を行った上で、詳細検討が必要となる検討項目の抽出等を行う。 ・ 以上の検討プロセスを進めることにより、今後結論を得られたものから措置していく予定。 	

項目名	重点番号 13：洋上風力発電に関する制度環境の整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討</p> <p>検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。 22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。 エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。 洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「浮体式洋上風力発電施設の安全性検討委員会」（2011年8月設置）（座長：東京大学 鈴木英之教授）を設置し、浮体式洋上風力発電施設に関する船舶安全法の適用、安全ガイドラインに盛り込むべき内容等について審議中。 上記委員会での検討内容を踏まえ、浮体式洋上風力発電施設に対する建築基準法の適用のあり方について整理・検討を行う。 	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度より上記委員会での検討を開始。平成25年度に安全ガイドラインの策定予定。 上記委員会での検討内容を踏まえ、建築基準法における浮体式洋上風力発電施設の規制の適用のあり方について検討。結論を得られ次第、措置。 	

項目名	重点番号14：自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等（地熱発電）
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>地熱発電施設を当分の間6か所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨通知するとともに、自然公園の区分や開発段階（地表探査、掘削調査、発電設備設置等）ごとに、許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化する。併せて、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：自然公園法施行規則第11条、地熱発電に係る過去の通知 検討の場：環境省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月の閣議決定において、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手することとされている。 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年度中に結論、速やかに措置。 	
検討状況 ※該当箇所を四角囲い	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p> <p>自然公園内における地熱発電の規制については、昨年6月の規制・制度改革の閣議決定を受け、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を本年6月から開催し、地熱発電事業における環境への影響軽減技術等について検討を進めている。本年度中に影響軽減技術等を精査し、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知する。また、エネルギー環境会議のアクションプランが本年11月に発表されたことも踏まえ、自然公園の区分や開発段階ごとに許可が可能となる要件や方法を明確化することについても省内で検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>平成23年6月</p> <p> 〳 地熱発電事業に係る自然環境影響検討会（計5回）</p> <p>平成24年2月</p> <p> 3月 通知改正等の措置</p>	

項目名	重点番号15：温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：温泉法第4条の運用 検討の場：環境省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年9月の閣議決定において、地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう23年度中を目途に通知することとされている。 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年度中に結論・措置。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p> <p>7月から地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会において、地熱発電を推進するため温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を示すガイドラインについて審議中。今後、検討会においてガイドライン（案）をとりまとめ、中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会における意見聴取やパブリックコメントを実施し、エネルギー環境会議の決定も踏まえ、年度内に結論を出し、ガイドラインとして通知する予定。</p>	
スケジュール等	
<p>平成23年7月～11月 地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会開催（計5回）</p> <p>平成23年12月 中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会開催（予定）</p> <p>平成24年1月～2月 パブリックコメント（予定）</p> <p>平成24年3月 中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会開催（予定）</p> <p>平成24年3月末 ガイドライン通知</p>	

項目名	重点番号 16：農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。</p> <p>【検討の対象】 対 象：農地法、森林法など 検討の場：農林水産省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・23 年度中に結論を得る。</p>	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>次期通常国会への法案の提出を目指し、改革の方向性に沿って、制度の体系や特例措置の内容等の詳細について省内で検討するとともに、関係府省との調整も開始。</p> <p>具体的には、農山漁村において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進に関する国の基本的な方針等に沿って再生可能エネルギー発電設備を導入する場合において、市町村が農林地の集団的な所有権移転等を促進するための計画を定める（民法の特例）とともに、農地法、森林法等の手續を簡素化する（ワンストップ化）等の措置を講じるための法案を検討しているところ。</p>	
スケジュール等	
引き続き省内での検討と関係府省との調整を実施し、23 年度中に結論を得る。	

項目名	重点番号 17：国有林野における許可要件・基準の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。</p> <p>【検討の対象】 対 象：再生可能エネルギー発電事業等の用への国有林野の使用に係る関係法令等 検討の場：財務省、農林水産省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年度中に検討・結論。</p>	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>改革の方向性に沿って、再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省により検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省による検討を継続し、23年度中に結論を出す。</p>	

項目名	重点番号18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置づけ強化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 地方公共団体が主導した再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課されている地方公共団体実行計画における導入目標の設定の在り方、条例との連携等について検討する。</p> <p>【検討の対象】 対象：地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画策定マニュアルを含む） 検討の場：環境省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・23年度に検討開始、24年度中に措置。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
中央環境審議会地球環境部会 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会の検討に資するために設置された地域づくりワーキング・グループ（非公開）において、地方公共団体における再生可能エネルギー等の導入促進方策について検討中。	
スケジュール等	
平成23年8月～ 中央環境審議会地球環境部会 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会の検討に資するために設置された地域づくりワーキング・グループ（非公開）において、地方公共団体が主導した再生可能エネルギー等の導入促進方策について検討中（平成23年度中とりまとめ予定）。	
平成24年度	上記検討結果を踏まえ、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルの改定に向けた検討を行い、平成24年度中を目途に同マニュアルを改定予定。